

## 主任交通心理士への昇格審査基準と手続きについての細則

交通心理士補または交通心理士が、日本交通心理学会認定「交通心理士」に関する規則の第 5 条 (2) の (i) (ii) (iii) に該当し、日本交通心理学会の専門職として資質があると認められた場合は主任交通心理士に認定されるが、この他に交通心理士から主任交通心理士への昇格の審査基準とその申請手続きについては、次に定めるところによる。

### I. 申請の基準

1 次の (1) ~ (6) までの条件の全てを満たしていること。または、資格認定委員会が主任交通心理士に相応しいと特に認めた者。

(1) 交通心理士資格取得後の年数

5 年以上

(2) 大会参加

日本交通心理学会大会または日本交通心理士会大会に過去 5 年間で 6 回以上参加していること。

(3) 研究発表

日本交通心理学会または日本交通心理士会の大会での発表（単独または筆頭の発表者であること）が過去に 3 件以上あること。

(4) 論文発表あるいは試験合格

論文発表あるいは試験合格のいずれかを満たしていること。

①論文発表

交通心理学研究、交通心理士会会誌及び他の学会誌への論文発表が 1 件以上または他の交通関係の雑誌への論文等の掲載が 2 本以上、過去にあること。

②試験合格

「主任交通心理士資格に関わる講習会と試験」要項に定める講習会に参加し、試験に合格していること。

(5) 研修歴

交通心理士会が主催する研究会・講習会・セミナー等に 10 ポイント以上参加していること。ポイントは表 1 によるものとする。

上記 (4) の試験合格による場合は、「コーチングセミナー」および「交通カウンセラー養成講座」は参加ポイントと数えることはできない。また、交通心理士資格を取得した後に参加したもののみをポイントとして数える。

(6) 交通心理または交通安全に関する講習、講演経験があること。

2 必要に応じて参考資料（著作物 講習会・講演会用の自作資料等）を求める。

表1 主任交通心理士への昇格条件に関わる研究会等とその参加ポイント

研究会・講習会等	参加ポイント	年間開催日数
地区別研究会	1 地区 1 ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	1 地区 1～2 日
ステップアップ講習会	対面講習 1 日 1 ポイント (参加日数分加算) もしくはオンデマンド講習受講証明書発行申請により付与されたポイント	1～6 日
コーチングセミナー	1 日 1 ポイント (参加日数分加算)	1～4 日
教習所セミナー	1 ポイント	1 日
交通カウンセラー養成講座	1 日 1 ポイント (参加日数分加算)	6～8 日

\* 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

\* 上記以外の研究会・講習会・セミナー等でも、参加ポイントを認定する場合がある。その場合は、各行事の開催案内等で周知する。

## II. 申請の手続

- (1) 所定の申請書に必要書類、論文等を添付して提出のこと。
- (2) 申請の手続きは随時受け付ける。

## III. 審査

- (1) 審査は、次の項目について行う。
  - ・書面審査
- (2) 審査結果は、随時通知する。

## IV. その他

申請の際に提出された書類等は、原則として返却しないこととする。

## V. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年 6月13日 改正

平成26年 6月 7日 改正

平成27年11月14日 改正

平成29年11月 4日 改正

令和 3年 3月20日 改正 令和 3年 4月1日 施行

令和5年4月15日 改正・施行

令和5年8月5日 改正・施行